

一般社団法人 宇治青年会議所  
【会員資格並びに入会規程】

**第 1 章 総 則**

(目 的)

第 1 条 この規程は、会議所の会員資格及び入会に関する事項について定める。

**第 2 章 入 会**

(入会手続)

第 2 条 会議所に入会を希望するものは、正会員 2 名（但し、正会員資格取得後 6 箇月以上で例会出席率が 60%以上の者）の推薦を受け、所定の入会の申込書を理事長に提出しなければならない。

2 振替指定口座の届出をしなければならない。

(承認)

第 3 条 会員拡大の担当委員会は、入会申込書を受け付けたときは速やかにその入会希望者の実状調査及び面談を行い、入会の適宜を委員会で審議し適当と認められるときには、理事会の承認を求めなければならない。

(通知)

第 4 条 担当委員会は、理事会の承認を得たものに対して、通知し、その詳細について説明しなければならない。

(推薦者の責任)

第 5 条 推薦者は、入会希望者が正会員資格を取得した後において本人の出席、会費の納入をはじめとして会員の義務の履行に責任を負うものとする。

(再入会)

第 6 条 正会員が長期の病気、不在等の理由により退会し、その事由の解消により再入会を希望するときは、再入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得て正会員として入会することができる。

**第 3 章 会員の失格**

(報 告)

第7条 理事長は、定款第7条（会員資格の喪失）及び第9条（除名）に定める事由があったとき、総会に報告しなければならない。

（退 会）

第8条 定款第8条（退会）により退会しようとする会員は、その年度の会費を納入しなければならない。

（退会勧告）

第9条 定款第9条（除名）に先だって理事会は、退会を勧告することができる。  
選挙の管理及び執行の機関として、選挙管理委員会をおく。

## 第 4 章 会員の交替

（会員の交替）

第10条 3市町村以上にわたって事業所を有する法人に勤務する正会員が、転勤により引き続きこの会議所での活動が出来なくなった場合、事業所の要請に基づき、理事会の承認を得て有資格者を入会させることができる。

2 前項に該当する入会者の入会金、会費等の取扱いは、前任者が継続して在籍するものとして取扱う。

3 後任入会者は、会員資格規程によるすべての手続を経て入会することができる。

（改 廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附 則

この規程は1986年6月4日より実施する。

この規程は1987年3月5日より実施する。

この規程は1991年1月1日より実施する。

この規程は1993年1月1日より実施する。

この規程は2001年1月1日より実施する。